

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月14日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	
(利用料)	
第5条 (略)	
2 (略)	
3 第1号被保険者であって、介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する年の前年（当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。 <u>以下この項において同じ。</u> ）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が <u>160万円以上</u> であるものが受ける介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。ただし、その者が <u>次に掲げる</u> 場合に該当するときは、この限りでない。	
(1) <u>その者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（</u> <u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定</u>	

改正後	説明
<p>(利用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号被保険者であって、介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する年の前年(当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次項において同じ。)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)<u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)</u>が政令に準じて規則で定める額以上であるもの<u>(次項に規定する者を除く。)</u>が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。ただし、その者が政令に準じて規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>号の削除</p>

する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が346万円(当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、280万円)に満たない場合

(2) その者が当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する年度(当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されていない者又は武蔵野市市税条例(昭和25年8月武蔵野市条例第17号)で定めるところにより市民税を免除された者である場合

(3) その者が当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日において被保護者である場合

(指定事業者による介護予防・日常生活支援総合事業等の実施)

第8条 (略)

2 (略)

3 第5条第3項本文に規定する者が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等に係る支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。ただし、その者が第5条第3項各号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

	号の削除
	号の削除
<p>4 <u>第1号被保険者であつて、介護予防・日常生活支援総合事業等のあつた日の属する年の前年の合計所得金額が前項の政令に準じて規則で定める額を超える政令に準じて規則で定める額以上であるものが受ける介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。ただし、その者が政令に準じて規則で定める場合に該当するときは、政令に準じて規則で定める割合とする。</u></p> <p>(指定事業者による介護予防・日常生活支援総合事業等の実施)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第5条第3項に規定する者が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等に係る支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。ただし、その者が第5条第3項<u>ただし書に規定する場合に</u>該当するときは、この限りでない。</p> <p>4 <u>第5条第4項に規定する者が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等に係る支給について第2項の規定を適用する場合に</u></p>	<p>項の追加</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>

4から6まで

別表（第5条関係）

事業	区分	金額	
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）			
高齢者等緊急短期入所事業	1及び2（略）		
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の市町村民税が課されていない世帯に属するもの	(1) <u>介護保険法</u> 施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき） 320円
			食事費（1日につき） 300円
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）中の <u>公的年金等の収入金額及び当該事業のあつた月の属する年の前年の合</u>	居住費（1日につき） 420円 食事費（1日につき） 390円

おいては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。ただし、その者が政令に準じて規則で定める場合に該当するときは、政令に準じて規則で定める割合とする。

5から7まで

項の繰下げ

別表（第5条関係）

事業	区分		金額	
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）				
高齢者等緊急短期入所事業	1及び2（略）			
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の <u>地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割</u>	(1) <u>政令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金を受給している者</u>	居住費（1日につき）	320円
			食事費（1日につき）	300円
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）中の <u>公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第</u>	居住費（1日につき）	420円
			食事費（1日につき）	390円

字句の改正
字句の改正

字句の改正

字句の改正

		計所得金額の 合計額が80万 円以下の者	
		(3) (略)	
	4 及び 5	(略)	
	高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで (略)		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表の改正（「第9項」を「第7項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行す

を 除
く。) が
課されて
いない世
帯に属す
るもの

2項第1号に
規定する公的
年金等の収入
金額をい
う。) 、当該
事業のあった
月の属する年
の前年の合計
所得金額から
同号に掲げる
金額を控除し
て得た額(そ
の額が零を下
回る場合には
、零とす
る。) 及び同
年の厚生労働
大臣が定める
年金(平成28
年厚生労働省
告示第81号)
各号に掲げる
年金の収入金
額の総額の合
計額が80万円
以下の者

(3) (略)

4及び5 (略)

高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事
業まで (略)

字句の追加

る。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に利用する新条例第3条第5号に規定する高齢者等緊急短期入所事業に係る利用料並びに新条例第5条第2項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に係る利用料及び事業支給費について適用し、同日前に利用した改正前の武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第5号に規定する高齢者等緊急短期入所事業に係る利用料並びに旧条例第5条第2項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に係る利用料及び事業支給費については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の利用料等について定めるほか、所要の改正をするものである。